

		支援の名称	支援の対象者						備考	支援の内容														費用	担当課
			高齢者	障害者	子育て世帯	外国人	DV被害者	その他		入居前支援					入居後支援					備考					
										調整	物件探し	入居手続	金銭面支援		トラブル対応	見守り	金銭面支援								
																			相談対応・連絡調整			物件の情報提供	不動産店の紹介		
入居支援	1	民間賃貸住宅入居支援事業	○	○	○				市内に1年以上居住し、市内の民間賃貸住宅へ転居希望の(1)高齢者世帯(60歳以上の単身者世帯または60歳以上の者のみの世帯)(2)ひとり親世帯(18歳未満の児童と同居し扶養するひとり親(母子又は父子等)世帯)(3)障害者世帯(身体障害者手帳(4級以上)、療育手帳(中度(Bの1)以上)、精神障害者保健福祉手帳(2級以上)の交付を受けている者の世帯)で、連帯保証人の確保に苦慮している者。	○				○									家賃の支払いができるにもかかわらず、連帯保証人が確保できないとの理由により民間賃貸住宅への入居に苦慮している高齢者世帯、ひとり親世帯及び障害者世帯に対して、民間賃貸住宅情報の提供、入居保証を行うとともに、低所得者については家賃等債務保証契約時に要する費用の一部を助成する。	賃貸借契約時に初回保証料として月額家賃等(家賃・管理費・共益費・駐車料金等)の50%を入居者が取扱保証会社に払う。 ※低所得者には、費用の一部を助成する。	住宅政策課
	2	船橋市住宅確保給付						○	・離職後2年以内及び65歳未満で、離職前に主たる生計維持者であった方。 ・就労能力及び常用就職の意欲があり、ハローワークに求職申込みを行う方。 ・離職により住宅を喪失している方又は賃貸住宅に居住し、住宅を喪失するおそれのある方。 ・申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の収入・預貯金等の合計額が一定の金額未満の方、いずれもが暴力団員でないこと、国の住居等困窮離職者等に対する雇用施策による貸付又は給付及び自治体等が実施する類似の貸付又は給付を受けていないこと。					○	○							○	離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援をする。	支給額は下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給。 4.6万円(単身世帯)、5.98万円(複数人世帯)	地域福祉課
	3	船橋市生活保護法による被保護者賃貸住宅家賃等債務保証契約料支給						○	・手持金等自己の資力を持ってしては保証料を負担できない方で、親族等のほか他に保証人になる者がいない被保護者。					○									民間アパート等への住み替えを希望する生活保護受給者で、連帯保証人が見つからない方の保証金支援をする。	生活保護法に定める住宅扶助費基準額の50%を限度とし、当該契約に必要な実費相当額。	生活支援課
	4	母子父子寡婦福祉資金貸付金			○			○	市内在住の母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦					○								○	無利子又は低利子(連帯保証人のいない場合年1%)で住宅資金(住宅の建設、購入、増築等に必要な資金)及び転宅資金(住居の移転に際し必要な資金)の貸付を行う(審査あり)。	貸付限度額 住宅資金 1,500,000円 転宅資金 260,000円	児童家庭課
	5	総合支援資金貸付制度						○	失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯					○								○	失業等により日常生活全般に困難を抱えている方を対象として生活の立て直しや経済的自立を図ることを目的とした制度であり、社会福祉協議会やハローワークによる支援を受けながら、賃貸住宅入居時の敷金・礼金等のための資金や生活支援をするための資金などの貸付を受けることができる。	生活支援費(生活再建までの間の生活費) 二人以上世帯月20万円以内 単身世帯 月15万円以内 住宅入居費(敷金・礼金等)40万円以内 一時生活再建費(生活再建に必要な一時的な費用であって、日常生活で賄うことが困難であるもの)60万円以内	船橋市社会福祉協議会
	6	生活福祉資金貸付制度	○	○				○	船橋市内に転居する低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯					○										比較的所得が少ない世帯に対し、資金の貸付と必要な支援を受けることによって独立自立できると認められた場合、新たに借りる敷金、礼金、引っ越し費用等を貸付を受けることができる。	貸付限度額 50万円

		支援の名称	支援の対象者						備考	支援の内容															費用	担当課
			高齢者	障害者	子育て世帯	外国人	DV被害者	その他		入居前支援					入居後支援					備考						
										調整	物件探し	入居手続	金銭支援	その他	トラブル対応	見守り	金銭面支援	その他								
																			相談対応・連絡調整		物件の情報提供	不動産店の紹介	契約手続きの立会	家賃債務保証等保険料の補助		
見守り等	1	緊急通報装置貸与事業	○						①65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、常に安否の確認を必要としている人。 ②①の要件に該当しない75歳以上のひとり暮らし高齢者で、常に安否の確認は必要でなくても、不安感を持っている人。										○		○		ひとり暮らし等で、常時安否確認が必要な65歳以上の高齢者を対象に、急病など万一の場合ボタンを押すと緊急連絡がとれる装置無料で貸し出しする。 また、普段は疾病等がなく元気だが、急な病気やケガなど緊急時の対応に不安を持っている75歳以上のひとり暮らし高齢者には、有料で貸し出しする。	左記①の人：無料 左記②の人：有料（市民税・県民税課税者：月2,160円、市民税・県民税非課税者：月1,080円）	高齢者福祉課	
	2	声の電話訪問事業	○						65歳以上のひとり暮らしで、安否の確認を必要としている人。											○			安否の確認を必要としているひとり暮らし高齢者へ、孤独感の解消と近況確認のため、電話相談員が定期的に電話で訪問する。	無料	高齢者福祉課	
	3	郵便局員訪問事業	○						65歳以上のひとり暮らしで、心身が虚弱であり、安否の確認が必要な人。ただし、介護保険の認定を受けている人や、他の安否確認のサービスを利用している人は除く。											○			虚弱なひとり暮らし高齢者の居宅に郵便局員が訪問し、安否の確認を行う。	無料	高齢者福祉課	
	4	重度身体障害者緊急通報装置貸与事業		○					身体障害者手帳1・2級所持者でひとり暮らし又はそれに準ずる状態にある方。										○				一人暮らし又はそれに準ずる状態の重度身体障害者に対し、急病など万一の場合にボタンを押すと緊急連絡ができる装置を貸与する。	無料	障害福祉課	
	5	障害者総合支援法に基づく地域相談支援給付		○					○地域移行支援 障害者支援施設等や病院に入院または入所している身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、難病の方 ○地域定着支援 居宅において緊急時の支援が見込まれない状況にある身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、難病の方	○									○				○地域移行支援 障害者支援施設等や療養介護を行う病院に入所している障害者。または精神科病院に入院している精神障害者に対し、住居の確保などの地域生活へ移行するための支援を行う。 ○地域定着支援 居宅において単身または単身に準ずる世帯で生活する障害者に、夜間を含む緊急時における連絡等の支援を行う。 ※各サービスともに利用に当たっては、障害福祉課にて手続きを行う必要あり。	自己負担なし	障害福祉課	
生活支援	1	緊急一時支援事業	○						事故・疾病等により一時的に日常生活に支障が生じた、65歳以上のひとり暮らし・高齢者のみ世帯の人（ただし介護認定の無い人）。										○		○		ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯（但し介護認定の無い者）に対し、原則として申し込みのあったその日のうちに訪問し、病院、薬局への付き添い、食材の買い物や料理、親族への連絡等、緊急時の一時的な生活支援を行う。	1時間500円 （以後30分ごとに250円）	高齢者福祉課	
	2	高齢者住宅整備資金貸付事業	○						日常生活で介護を必要とする65歳以上の人、または同居する人。												○		日常生活で介護を必要とする65歳以上の者や同居する者に対し、住宅の補修や増改築をするための資金を無利子で貸し付ける。	貸付額：上限500万円	高齢者福祉課	
	3	高齢者住宅改造費助成事業	○						要支援・要介護の認定を受けている人のために、住宅の改造を行う人（所得制限あり）。												○		要支援・要介護の認定を受けている高齢者のための住宅改造を行う者に、その費用を助成する。	助成額：上限50万円	高齢者福祉課	
	4	生活・介護支援サポーター事業	○						介護が必要な65歳以上の人。												○		介護が必要な高齢者の自宅へサポーターを派遣し、生活援助を行う。	1時間500円 （以後30分ごとに250円）	高齢者福祉課	
	5	手話通訳者及び要約筆記者派遣事業		○					手帳を所持する聴覚又は音声言語機能障害者				○			○		○				○		日常生活を営むのに支障をきたす聴覚・音声言語障害者の意思疎通を図るため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。	無料	障害福祉課

		支援の名称	支援の対象者						支援の内容																担当課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
			高齢者	障害者	子育て世帯	外国人	DV被害者	その他	入居前支援					入居後支援					備考	費用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
									調整	物件探し	入居手続	金銭支援		トラブル対応	見守り	金銭面支援																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										